

市区町村別集計項目(推進体制等)

熊本市	
市区町村数	45

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)							
								有		無	有			無				
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
							36	42	20				37					
43	100	熊本市	男女共同参画課	1	1	1	1	熊本市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日		第2次熊本市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	0			
43	202	八代市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	八代市男女共同参画推進条例	2005年8月1日	2005年8月1日		第2次八代市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
43	203	人吉市	地域コミュニティ課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	人吉市男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年6月26日		人吉市男女共同参画推進計画(第3次基本計画)	2018年3月 ~ 2023年3月	1	1			
43	204	荒尾市	荒尾市 総務部 総務課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例	2003年12月22日	2004年4月1日		第3次荒尾市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
43	205	水俣市	地域振興課地域振興係	1	2	1	1	水俣市男女共同参画まちづくり条例	2005年9月22日	2005年11月1日		第4次水俣市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1			
43	206	玉名市	人権啓発課	1	2	1	1	玉名市男女共同参画推進条例	2005年12月27日	2005年12月27日		第3次玉名市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
43	208	山鹿市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	山鹿市男女共同参画推進条例	2006年9月25日	2006年10月1日		第2次山鹿市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
43	210	菊池市	人権啓発・男女共同参画推進課	1	1	1	1	菊池市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		菊池市男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2022年3月	1	1			
43	211	宇土市	まちづくり推進課	1	2	1	1	宇土市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年7月1日		第3次宇土市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2027年3月	1	1			
43	212	上天草市	市民課	1	2	1	1	上天草市男女共同参画社会推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第3次上天草市男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0			
43	213	宇城市	人権啓発課	1	1	1	1	宇城市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年10月1日		第3次宇城市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
43	214	阿蘇市	人権啓発課(男女共同参画)・福祉課(女性問題担当窓口)	1	2	1	1	阿蘇市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第3次阿蘇市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
43	215	天草市	男女共同参画課	1	1	1	1	天草市男女が共に生きる社会づくり条例	2006年12月26日	2007年1月1日		第3次天草市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
43	216	合志市	総務課(総務・男女共同参画班)、女性・子ども支援課	1	2	1	1	合志市男女共同参画まちづくり条例	2007年9月25日	2007年11月1日		第3次合志市男女共同参画推進行動計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
43	348	美里町	総務課	1	2	1	1				1							1
43	364	玉東町	総務課	1	2	0	1				0	第2次 玉東町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	0			
43	367	南関町	総務課	1	2	1	1				0	第3次南関町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1			
43	368	長洲町	総務課	1	2	1	1				0	第4次長洲町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1			
43	369	和水町	総務課	1	2	0	1				0	第2次和水町男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
43	403	大津町	人権推進課 男女共同参画推進係	1	1	1	1	大津町男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年4月1日		大津町男女共同参画推進プラン	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
43	404	菊陽町	総務課	1	2	1	1	菊陽町男女共同参画推進条例	2016年3月22日	2016年4月1日		第2期菊陽町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	0			
43	423	南小国町	福祉課	1	2	0	1	南小国町男女共同参画推進条例	2013年12月18日	2013年12月18日		南小国町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1			
43	424	小国町	町民課	1	2	1	1	小国町男女共同参画社会推進条例	2014年12月5日	2015年1月1日		第2次小国町男女共同参画社会づくり計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0			
43	425	産山村	住民課	1	2	1	1				2							0
43	428	高森町	住民福祉課	1	2	1	1	高森町男女共同参画推進条例	2010年6月15日	2010年7月1日		高森町男女共同参画第二次基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
43	432	西原村	教育委員会	2	2	1	0				0							1
43	433	南阿蘇村	総務課人権政策係	1	2	1	1				0							1
43	441	御船町	福祉課	1	2	1	1				0	第2期御船町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
43	442	嘉島町	企画情報課	1	2	1	1				2	第3次嘉島町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
43	443	益城町	総務課	1	1	1	1				0	第3次益城町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			
43	444	甲佐町	総務課	1	2	1	1				0	第3次甲佐町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0			
43	447	山都町	福祉課	1	2	0	1				2	山都町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1			
43	468	氷川町	総務課	1	2	1	1				2	氷川町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
43	482	芦北町	総務課	1	2	0	1				0	第3次芦北町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
								有		無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
43	484	津奈木町	総務課	1	2	1	1			0	第3次津奈木町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
43	501	錦町	総務課	1	2	1	1			0	第2次錦町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
43	505	多良木町	福祉課	1	2	1	1			0					1	
43	506	湯前町	保健福祉課	1	2	0	1			0	湯前町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
43	507	水上村	保健福祉課	1	2	0	0			0	水上村男女共同参画社会づくり計画～誰もがのびのび輝ける社会づくり～	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
43	510	相良村	総務課	1	2	0	1			1					1	
43	511	五木村	総務課	1	2	0	0			2	五木村男女共同参画社会づくり計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
43	512	山江村	健康福祉課	1	2	1	1	山江村男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		山江村第3期男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
43	513	球磨村	総務課	1	2	1	1			2					1	
43	514	あさぎり町	企画政策課	1	2	1	1			2	第2次あさぎり町男女共同参画推進基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
43	531	苓北町	総務課	1	2	1	1			3					1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2							0	2	1	1	0	1	1	0
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはあもにこい	はあもにこい	860-0862	熊本県熊本市中央区黒髪3丁目3番10号	096-345-2550	096-345-0373	http://harmony-mimoza.org/		○		○			○	
43	202	八代市															
43	203	人吉市															
43	204	荒尾市															
43	205	水俣市															
43	206	玉名市															
43	208	山鹿市															
43	210	菊池市															
43	211	宇土市															
43	212	上天草市															
43	213	宇城市															
43	214	阿蘇市															
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	こころす	863-0034	天草市浄南町4番15号	0969-23-8200		http://hp.amakusa-web.jp/a0792/MyHp/Pub/	○	○				○		
43	216	合志市															
43	348	美里町															
43	364	玉東町															
43	367	南関町															
43	368	長洲町															
43	369	和水町															
43	403	大津町															
43	404	菊陽町															
43	423	南小国町															
43	424	小国町															
43	425	産山村															
43	428	高森町															
43	432	西原村															
43	433	南阿蘇村															
43	441	御船町															
43	442	嘉島町															
43	443	益城町															
43	444	甲佐町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	所在地等					施設 形態		管理・運営主体										
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理		事業運営							
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他				
43	447	山都町																			
43	468	氷川町																			
43	482	芦北町																			
43	484	津奈木町																			
43	501	錦町																			
43	505	多良木町																			
43	506	湯前町																			
43	507	水上村																			
43	510	相良村																			
43	511	五木村																			
43	512	山江村																			
43	513	球磨村																			
43	514	あさぎり町																			
43	531	荅北町																			

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

熊本県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	1	1	0	2	2	0	1	
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターは あもにこい	1990年4月7日	27	15	168,834	○	○		○		○	○		○	
43	202	八代市															
43	203	人吉市															
43	204	荒尾市															
43	205	水俣市															
43	206	玉名市															
43	208	山鹿市															
43	210	菊池市															
43	211	宇土市															
43	212	上天草市															
43	213	宇城市															
43	214	阿蘇市															
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	2011年10月1日	3	1	4,343	○	○	○			○	○			
43	216	合志市															
43	348	美里町															
43	364	玉東町															
43	367	南関町															
43	368	長洲町															
43	369	和水町															
43	403	大津町															
43	404	菊陽町															
43	423	南小国町															
43	424	小国町															
43	425	産山村															
43	428	高森町															
43	432	西原村															
43	433	南阿蘇村															
43	441	御船町															
43	442	嘉島町															
43	443	益城町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業								その他		
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流		調査研究	
43	444	甲佐町																
43	447	山都町																
43	468	氷川町																
43	482	芦北町																
43	484	津奈木町																
43	501	錦町																
43	505	多良木町																
43	506	湯前町																
43	507	水上村																
43	510	相良村																
43	511	五木村																
43	512	山江村																
43	513	球磨村																
43	514	あさぎり町																
43	531	葦北町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)
			11			14	0	0.0	15	0	0.0	31	0	0.0	22	0	0.0	4,556	156	3.4
43	100	熊本市				1	0	0.0	2	0	0.0							914	63	6.9
43	202	八代市	2009年6月19日	八代市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							330	6	1.8
43	203	人吉市				1	0	0.0	1	0	0.0							91	1	1.1
43	204	荒尾市	2005年1月29日	荒尾市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							116	10	8.6
43	205	水俣市	2005年11月20日	水俣市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							26	1	3.8
43	206	玉名市				1	0	0.0	1	0	0.0							258	6	2.3
43	208	山鹿市				1	0	0.0	1	0	0.0							258	3	1.2
43	210	菊池市	2010年11月20日	菊池市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							211	0	0.0
43	211	宇土市				1	0	0.0	1	0	0.0							157	10	6.4
43	212	上天草市	2009年1月24日	上天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							176	11	6.3
43	213	宇城市	2007年11月21日	宇城市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							176	1	0.6
43	214	阿蘇市				1	0	0.0	1	0	0.0							117	2	1.7
43	215	天草市	2007年2月17日	天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							364	8	2.2
43	216	合志市	2008年1月26日	合志市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							84	8	9.5
43	348	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	0	0.0
43	364	玉東町										1	0	0.0	0	0		15	0	0.0
43	367	南関町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	1	1.4
43	368	長洲町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	3	8.1
43	369	和水町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
43	403	大津町	2011年2月6日	大津町男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	66	2	3.0
43	404	菊陽町	2012年1月28日	菊陽町男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	63	4	6.3
43	423	南小国町										1	0	0.0	0	0		31	1	3.2
43	424	小国町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
43	425	産山村										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0
43	428	高森町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
43	432	西原村										1	0	0.0	1	0	0.0	48	2	4.2
43	433	南阿蘇村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
43	441	御船町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	1	1.2
43	442	嘉島町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
43	443	益城町	2009年9月15日	益城町男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5
43	444	甲佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
43	447	山都町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
43	468	氷川町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
43	482	芦北町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	2	2.4
43	484	津奈木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
43	501	錦町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8
43	505	多良木町										1	0	0.0	0	0		47	2	4.3

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち			
							女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)
43	506	湯前町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
43	507	水上村									1	0	0.0	0	0		18	0	0.0
43	510	相良村									1	0	0.0	0	0		17	1	5.9
43	511	五木村									1	0	0.0	0	0		25	3	12.0
43	512	山江村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
43	513	球磨村									1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8
43	514	あさぎ町									1	0	0.0	1	0	0.0	52	1	1.9
43	531	芥北町									1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

熊本県

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								19	17	798	245	30.7	2	2	22	3	13.6								
	熊本市							1	1	5	2	40.0	0	0	0	0									
	八代市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	人吉市							1	1	25	6	24.0	0	0	0	0									
	荒尾市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	水俣市							2	2	49	14	28.6	0	0	0	0									
	玉名市							3	2	126	36	28.6	0	0	0	0									
	山鹿市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	菊池市							2	2	138	30	21.7	0	0	0	0									
	宇土市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	上天草市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	宇城市							2	2	81	29	35.8	0	0	0	0									
	阿蘇市							2	2	68	26	38.2	0	0	0	0									
	天草市							1	1	131	47	35.9	0	0	0	0									
	合志市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	美里町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	玉東町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南関町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	長洲町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	和水町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大津町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	菊陽町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南小国町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	小国町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	産山村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	高森町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西原村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南阿蘇村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	御船町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	嘉島町							3	2	89	29	32.6	0	0	0	0									
	益城町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	甲佐町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	山都町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	氷川町							0	0	0	0		1	1	4	1	25.0								
	芦北町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	津奈木町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	錦町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	多良木町							0	0	0	0		1	1	18	2	11.1								
	湯前町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	水上村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	相良村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	五木村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	山江村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	球磨村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	あさぎり町							2	2	86	26	30.2	0	0	0	0									
	苓北町							0	0	0	0		0	0	0	0									

調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区 市 町 村	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を言む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を言む)はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い										
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
		26		1の合計	42	9	0	28		0			29	28	28	28	27	24		
		2		2の合計	1	33	28	14		42			8	8	9	9	12	6		
		0		3の合計	2		14	0		0			1	2	2	2	2	1		
		17		4の合計	0								7	7	6	6	4	8		
43	##	熊本市	1	熊本市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、市長の承認を受けて、法令等の規定に反するおそれのない専ら議員間で使用している文書、報道文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	熊本市議会	1	2	2	1	熊本市議会会議規則 第1条 3 議員は、出産のため招集に応ずることができない又は出席できないときは、前項の規定による届出を提出し、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。 第6条 2 委員は、出産のため会議に出席できないときは、前項の規定による届出を提出し、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	1
43	##	八代市	1	八代市議員旧姓使用取扱規程 第2条 議員は、市長の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がない認められる文書等に限って、旧姓を使用することができる。	八代市議会	1	2	2	1	八代市議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条第1項 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	2		1	1	1	1	1	1	1	1
43	##	人吉市	1	人吉市議員旧姓使用取扱要項 第1条 この要項は、議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた議員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	熊本県人吉市議会	1	1	2	1	人吉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
43	##	荒尾市	1	荒尾市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を經由して当該議員に通知するものとする。	荒尾市議会	1	2	2	1	荒尾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	
43	##	水俣市	1	水俣市議員旧姓等使用取扱要綱 第3条 議員は、法令に違反しない範囲内及び総務企画部長が職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書や各札等において、旧姓等を使用することができる。	水俣市議会	1	2	2	1	水俣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
43	##	五名市	1	五名市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた議員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるもの	五名市議会	1	2	2	1	五名市議会会議規則 第2条の2 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			山田市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員(以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の届出) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、あらかじめ旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て任命権者に届け出なければならない。	山田市議会	1	1	3	2	2			2	2	2	2	2	2
			菊池市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	菊池市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
			宇土市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	宇土市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
			上天草市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	上天草市議会	1	2	3	2	2			4	4	4	4	4	4
			宇城市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	宇城市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
			阿蘇市職員旧姓使用取扱要綱第4条 (承認) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認しようとするときは、あらかじめ市長と協議するものとする。 2 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 3 任命権者は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。	阿蘇市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
			天草市旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	天草市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定(産休を含む)」があるか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、産産後の就業制限の期間以上である。	問5 問1で、1.を選択した場合、産産後の就業制限の期間以上である。	問6 問1で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について減額の規定はあるか。	問7 問6で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上ではない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
		合志市	合志市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	合志市議会	1	2	3	2		2			1	1	1	1	1	1	
		重里町	重里町議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	重里町議会	1	2	3	2		2			1	3	3	3	3		
		玉東町	玉東町議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	玉東町議会	3								4	4	4	4	4	4	
		南関町		南関町議会	1	1	2	1	南関町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
		長洲町		長洲町議会	1	2	2	1	長洲町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
		和木町		和木町議会	1	1	2	1	和木町議会会議規則(第2条第2項) 議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2	
		大津町	大津町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、大津町議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	大津町議会	1	2	2	1	大津町議会会議規則(第2条第2項) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
		菊陽町	菊陽町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	菊陽町議会	1	2	2	1	菊陽町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定はいつ制定されたか。」	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後の就業制限の期間や、次のうちどれか。
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
43	##	南小国町	1	南小国町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏を職場において使用することについて定めるものとする。	南小国町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
43	##	小国町	1	小国町職員旧姓使用取扱要綱 第1条第1項第1号 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	小国町議会	3							3	3	3	3	3	3
43	##	産山村	4		産山村議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
43	##	高森町	4		高森町議会	1	1	3	2	2			4	4	4	4	2	2
43	##	西原村	4		西原村議会	1	2	3	2	2			2	2	2	2	2	2
43	##	南阿蘇村	1	第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽微な文書等(以下「文書等」という。)で職務履行に又は専ら職上支障のないものにおいて、旧姓を使用することができる。 ※第2条第1項	南阿蘇村議会	1	2	3	2	2			4	4	4	4	4	4
43	##	御船町	4		御船町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1
43	##	嘉島町	1	○嘉島町立学校職員旧姓使用取扱要綱 平成13年3月12日 修正 令和2年1月27日教委要綱第2号(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	嘉島町議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	4

都 道 区	市 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、産産後の就業制限はあるか。	問5 問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い期間を有する。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定があり、左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。														
43	##	益城町	1	益城町旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、産休等による事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用する事について定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、益城町職員定数条例第2条に規定する職員に適用する。	益城町議会	1	2	2	1	益城町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	2	4	
43	##	甲佐町	4		甲佐町議会	1	2	2	1	甲佐町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
43	##	山形町	4		山形町議会	1	2	3	2	山形町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	
43	##	水川町	1	水川町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、水川町職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が妊娠、産休等による事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに必要事項を定めるものとする。	水川町議会	1	2	2	1	水川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	4	
43	##	芦北町	4		芦北町議会	1	2	2	1	芦北町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	2	1
43	##	津久井町	2		津久井町議会	1	2	3	2	津久井町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	
43	##	錦町	4		錦町議会	1	2	2	1	錦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	

都 道 区	市 区	町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定はないが、運用上認めている。 2. 2014年度以降 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 2015年度以降 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
		多良木町	多良木町職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第11に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確保が容易にできるもの (2) 職務遂行又は事務処理上阻害又は混乱を招くおそれのないもの	熊本県多良木町職 業	1	2	2	1	多良木町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
		湯前町	湯前町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮し、やすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めることとする。 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第61号)第3条第2項が定める一般職に属する職員に適用する。 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめその承認を受けることとする。 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所屬長を経て該職員に送附するものとする。 第5条 旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所屬長及び任命権者に提出しなければならぬ。 第6条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれがあるもの (2) 公権力的行使に係るもの 第7条 旧姓の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員で、異動した後も引き続き旧姓を使用しようとする者は、承認を受けていたことを証する書状を任命権者に提出することにより、当該任命権者において旧姓使用を承認したものとみなす。第3条及び第4条の手続きを省略することができる。 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、期間に制限や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。	湯前町議 会	1	1	2	1	湯前町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出席補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前週(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
43	##	水卜村		水卜村議 会	1	1	3	2		2		1	1	1	1	1	
43	##	相良村		相良村議 会	1	2	3	2		2		2	2	2	2	2	
43	##	五木村		五木村議 会	1	2	3	2		2		2	2	2	2	2	
43	##	山辺村		山辺村議 会	1	1	3	2		2		4	4	4	4	4	
43	##	読摩村		読摩村議 会	1	1	3	2		2		2	2	2	2	4	
43	##	あさぎり町	あさぎり町立学校職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮し、やすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	あさぎり町議 会	2							4	4	2	2	2	4
43	##	帯北町	帯北町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、帯北町に勤務する一般職に属する職員(任用職員を含む。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。	帯北町議 会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	

